平成３０年（フ）第３３４号
埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目10番地１　リザイアＢ101、旧住所埼玉県上尾市大字上尾村1334番地78　メゾンＪ’Ｓ－203
債務者　村上　　淳
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５８号
さいたま市南区文蔵３丁目１番３号　南浦和ローヤルコーポ306
債務者　姜　　喜文
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５９号
さいたま市南区文蔵３丁目１番３号　南浦和ローヤルコーポ306
債務者　新田　恵美
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
埼玉県草加市青柳７丁目16番23号
債務者　西村　政惠
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
埼玉県越谷市赤山町１丁目123番地１　赤山町ハイツ203
債務者　新田　サミ
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３９０号
千葉県船橋市前原西３丁目12番１号　サンライズ津田沼Ⅲ－306号
債務者　野口　裕子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４１２号
千葉市緑区土気町1655番地７
債務者　今村　秀之
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号
石川県七尾市本府中町ル部35番地１ピアハウス215号、従前の住所石川県七尾市国分町ナ部10番地ウィナーズサークル207号
債務者　玉川　春菜
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第２２号
名古屋市中区千代田３丁目１番24号　ファミール千代田３Ａ号、申立時の住所福井市文京６丁目35番25号　ホワイトホームＡ－２号室
債務者　林　　憲孝
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
さいたま市北区宮原町１丁目427番地３　サンシティ大谷101、旧住所福井県坂井市三国町三国東６丁目４番32号
債務者　桑原二美夫
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
さいたま市北区宮原町１丁目427番地３　サンシティ大谷101、旧住所福井県坂井市三国町三国東６丁目４番32号
債務者　桑原　和子
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６０号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅４棟213号
債務者　宇田川光美
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県佐用郡佐用町佐用3438番地８
債務者　深井　利弘
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第５号
島根県邑智郡川本町大字久座仁267番地１
債務者　川村　利幸
１　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１３号
山口県下関市菊川町大字日新92番地
債務者　吉冨　　徹
１　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
松江市上乃木２丁目13番13－108号　ヴィレッジハウス上乃木１、前住所松江市石橋町176番地６
債務者　大城　洋介
１　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部